

整理番号：

和歌山県 保健所長 様

※申請者、届出者による記載は不要です。

地位承継届

下記のとおり、営業者の地位を（譲渡・相続・合併・分割）により承継したので、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第56条第2項（第57条第2項において準用する同法第56条第2項）の規定に基づき届け出ます。

以下の情報は官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の目的に沿って、原則オープンデータとして公開されます。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、右の欄にチェックしてください。			<input type="checkbox"/>
①地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
②譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地）		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類	
③被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
④合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	

⑤ 分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	
⑥ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理をする営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
⑥ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理をする営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

(注)

- 譲渡による承継の場合は、①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、②及び⑥の項目を記入すること。
- 相続による承継の場合は、①、③及び⑥の項目を記入すること。
- 合併による承継の場合は、①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、④及び⑥の項目を記入すること。
- 分割による承継の場合は、①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、⑤及び⑥の項目を記入すること。
- ⑥の営業施設情報のうち「許可番号及び許可年月日」の欄は、許可営業者の地位を承継した場合のみ記入すること。
- 届出営業者の地位を承継した者が自動車において営業をする場合は、「備考」の欄に当該自動車の自動車登録番号を記入すること。
- 承継する営業施設が、輸出する食品を取り扱う施設の場合、この様式に記入された情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用される。